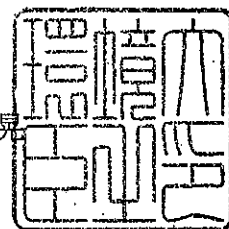


諮 問 第 3 7 6 号  
環水大土発第 1406131 号  
平成 26 年 6 月 13 日

中央環境審議会会長  
武 内 和 彦 殿

環 境 大 臣  
石 原 伸 晃



土壌残留に係る農薬登録保留基準のほ場試験の見直しについて（諮問）

環境基本法（平成 5 年法律第 9 1 号）第 4 1 条第 2 項第 2 号の規定に基づき、「農薬取締法第三条第一項第四号から第七号までに掲げる場合に該当するかどうかの基準を定める等の件」（昭和 4 6 年 3 月農林省告示第 3 4 6 号）（以下「告示」という。）の備考のほ場試験の見直しについて、貴審議会の意見を求める。

（諮問理由）

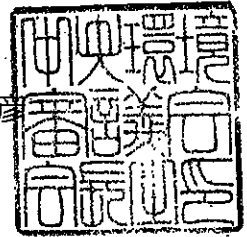
農薬取締法（昭和 2 3 年法律第 8 2 号）第 3 条第 2 項に基づき定められた告示の土壌残留に係る農薬登録保留基準のほ場試験については、農薬の土壌中半減期を判定するための試験であり、実環境に近い条件で行われている試験方法であるが、試験結果がばらつく傾向がある。このため、ほ場試験結果の不偏性の向上を図るため、告示の備考のほ場試験の見直しについて、貴審議会の意見を求めるものである。



中環審第770号  
平成26年 6月17日

中央環境審議会 土壌農薬部会  
部会長 中杉 修身 殿

中央環境審議会  
会長 武内 和彦



土壌残留に係る農薬登録保留基準のほ場試験の見直しについて (付議)

平成26年6月13日付け諮問第376号、環水大土発第1406131号をもって環境大臣より、当審議会に対してなされた標記諮問については、中央環境審議会議事運営規則第5条の規定に基づき、土壌農薬部会に付議する。